岡山大学医師会会則

平 22. 5.24 設立総会議決・制定 平 29. 7.4 一部改正

(名称)

第1条 この会は、岡山大学医師会(以下「本会」という。)と称し、事務所を岡山大学医学部同窓会鶴翔会内(岡山市北区鹿田町2-5-1)に置くものとする。

(目的及び事業)

- 第2条 本会は、医道の高揚、医学及び医療の発達普及並びに公衆衛生の向上を図るとともに、 日本医師会、岡山県医師会、地区医師会と相互に連携、協力し、国民の生命と健康を守ることを目的とする。
- 2 本会は、前項の目的を達成するため、必要な事業を行う。
- 第3条 本会は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - 一 岡山大学に在籍し、医師免許を有する者
 - 二 岡山大学と関係が深い者で、医師免許を有する者
 - 三 その他、医師免許を有した者で本会会員としてふさわしいと会長が認めた者
- 2 本会に入会しようとする者は、所定の様式により、会長に入会申し込みを提出しなければならない。

(会費)

- 第4条 会員は、別に定める会費等を、納入しなければならない。
- 2 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。 (役員)
- 第5条 本会に、理事会を置き、次の役員をもって充てる。
 - 一 会長1名
 - 二 副会長1名
 - 三 理事7名(会長及び副会長を含まない。)
- 2 本会に、監事(2名)を置く。

(任期)

- 第6条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠の役員の任期は、前任者の残余期間とする。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時は、会長の職務を代行する。
- 3 理事は、会務を執行する。
- 4 監事は、本会の経理を監査し、その結果について総会に報告する。また、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員の選出)

- 第8条 会長は、理事会において理事の互選により選出する。
- 2 副会長は、会長が理事の中から指名する。
- 3 理事及び監事は、総会において会員の中から選出する。
- 4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。

(会議)

- 第9条 会議は、総会と理事会とする。
- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の招集)

- 第10条 通常総会は、毎年1回、会長が招集する。
- 2 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。
- 3 理事会は、理事をもって構成し、会長が招集する。

(総会の決議又は承認)

- 第11条 次の掲げる事項は、総会の決議又は承認を得なければならない。
 - 一 事業計画及び収支予算
 - 二事業報告及び収支決算
 - 三 本会の会則の改正
 - 四 その他本会の運営に関する重要な事項

(理事会の決議)

- 第12条 次に掲げる事項は理事会の決議を得なければならない。
 - 一 総会に提出する事項及び議案
 - 二 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
 - 三 その他,会長が必要と認める事項

(議長)

第13条 総会及び理事会の議長は、会長がこれを務める。

(定足数)

- 第14条 会議は、総会にあっては会員の、理事会にあっては理事の過半数以上の出席がなければ 開催することができない。
- 2 会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された審議事項等について、書面をもって表決を委任する意思を表明した者は出席者とみなすものとする。

(議決)

- 第15条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すると ころによるものとする。
- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。

(経費)

- 第16条 本会の運営に必要な経費は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。
- 2 毎年度、収支について経理を行い剰余があるときは、その翌年度の歳入に編入する。 (会計年度)
- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第18条 本会則に定めのない事項については、埋事会において、その取り扱いを協議することとする。

附則

第1条 本会則は、平成22年5月24日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

第2条 本会則は、平成29年7月 4日から施行し、平成29年4月1日から適用する。